

起訴前の勾留理由開示記録の処置及び取扱いについて

昭和34年2月3日刑二第12号刑事局長回答

(照会)

標記のことにつき差掛つて左記のとおり疑義を生じましたので、至急御回報煩わしく
お願いします。

記

一 (省略)

二 起訴前に勾留理由の開示をした場合、当該裁判官に対し弁護人から開示記録の閲覧謄
写申請があつた場合は、これを如何に取扱うべきでしょうか。

右の場合既に起訴されている場合と否とにより取扱を異にすべきでしょうか。

(回答)

本年一月二十日付貴庁訟第三一号をもつて御来照の標記については、とりあえず、第二
問について、左記のとおり回答いたします。

なお、第一問については、訟廷部長と連絡のうえ、おつて回答いたします。

記

弁護人は、起訴前においては、当然には閲覧、謄写の権利はないものと解します。もつ
とも、開示記録の主なものは調書であり、その内容は既に公開の法廷で行われた手続であ
りますから、起訴前においても、弁護人としてこれを閲覧謄写することが、手続上被疑者
の弁護のために必要であると認められるときは、これを許してもさしつかえないものと考
えます。